

# 電磁的方法による掛金納付方法の導入について

令和2年8月26日

厚生労働省雇用環境・均等局

# 特定業種退職金共済制度における電磁的方法による掛金納付の追加について

特定業種退職金共済制度において、共済契約者が被共済者の共済手帳に共済証紙を貼付する方法に加え、電磁的方法による掛金納付が可能となるよう、中小企業退職金共済法を改正※。

※情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）により改正（5月31日公布）

## 特定業種退職金共済制度とは

共済証紙を金融機関を通じて購入

※現行では建設業、清酒製造業及び林業

(独) 勤労者退職金共済機構 (掛金を運用)

特定業種※の中小企業事業主

雇用日数に応じ共済手帳に共済証紙を貼付

退職金を  
支給

業界引退時に退職金を請求

期間雇用で特定業種※に  
従事することを常態とする労働者



(共済証紙)

## 中小企業退職金共済法の改正内容 (電磁的方法による掛金納付の追加)

現行

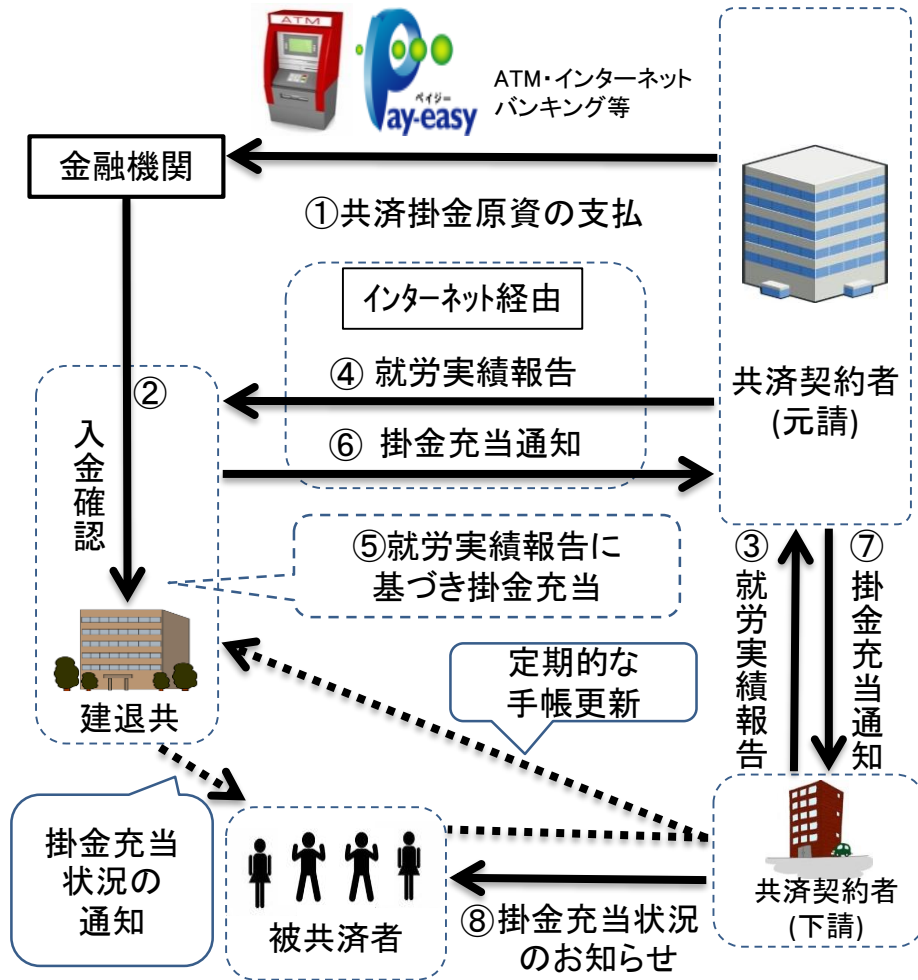
- 共済契約者（事業主）が金融機関窓口で共済証紙を購入し、被共済者（労働者）に賃金を支払うつど、被共済者の共済手帳に就労実績に応じて共済証紙を貼付し、これに消印する方法によって掛金を納付している。

改正後

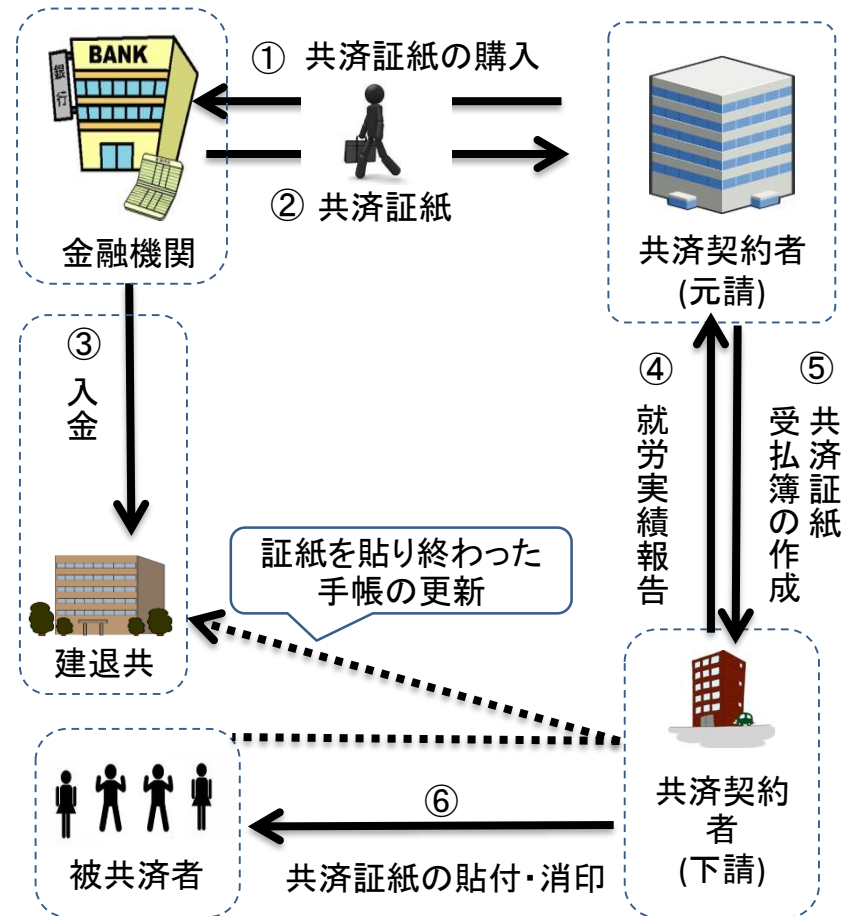
- 厚生労働大臣が指定する特定業種（建設業）における掛金納付については、共済契約者が電子情報処理組織を使用して、厚生労働省令で定めるところにより、被共済者の就労の実績を(独)勤労者退職金共済機構に報告する場合には、証紙貼付方法に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、現金により納付することができることとする。

# 電磁的方法による掛金納付方法のイメージ

## 電磁的方法(ペイジーの場合)



## 証紙貼付方法(現行)



# 電磁的方法による掛金納付方法導入の流れ

2020年  
4月22日

7月17日

9月1日

10月1日

2021年  
3月中

事前の  
周知・広報

試行的実施の  
参加希望募集

電子申請サイト  
利用登録

電磁的方法による掛金納付の実施

- ・退職金ポイントの購入
- ・就労実績の報告
- ・掛金納付の申出

電子申請サイト（システム）開発

試行的実施に  
向けた準備

- ・操作マニュアル作成
- ・ヘルプデスク設置
- ・機構HPでの情報提供

試行的実施を踏まえた  
システム調整

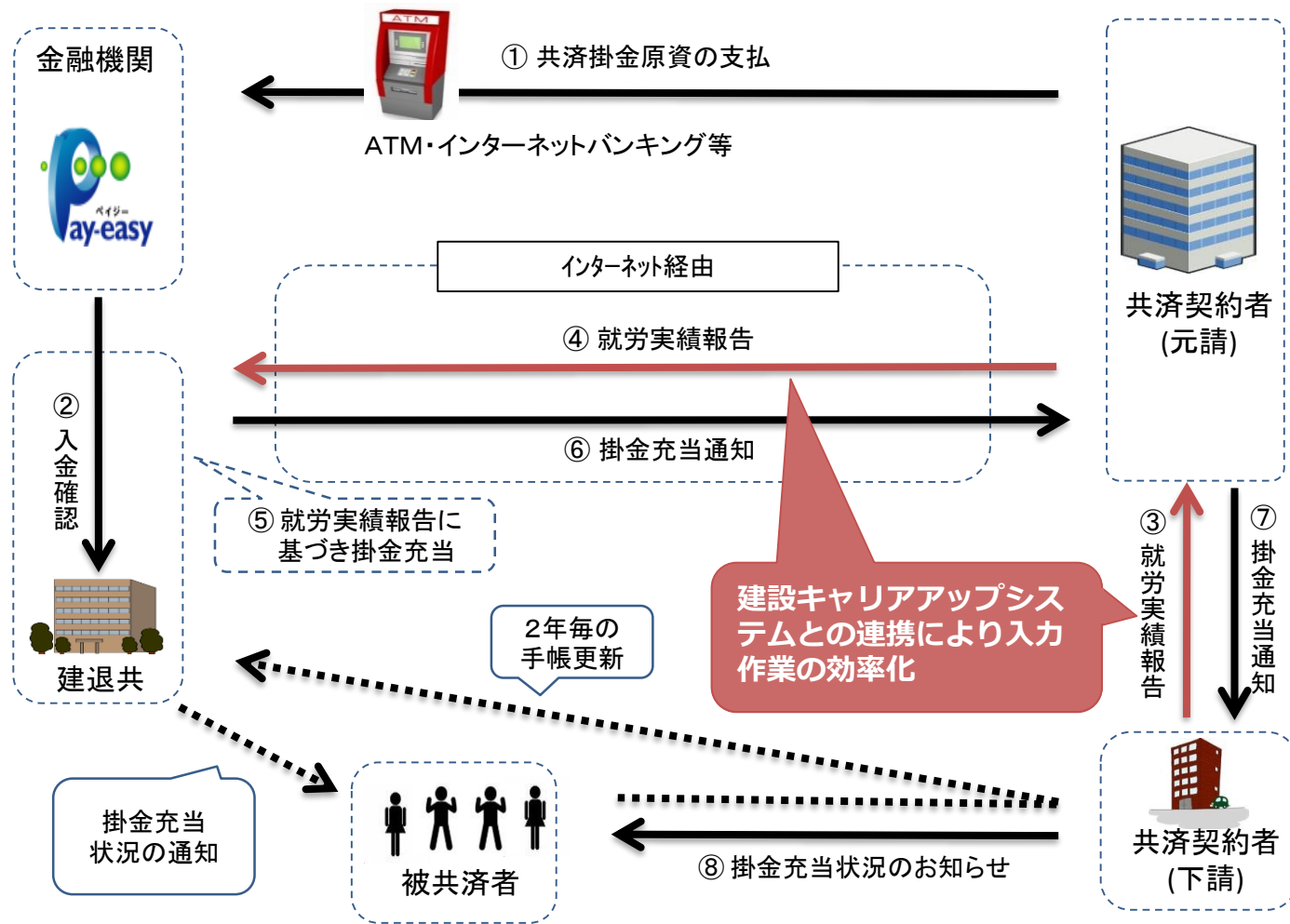
政省令  
公布

施行

試行的  
実施

本格的  
実施

# 「建設業退職金共済制度」と「建設キャリアアップシステム（CCUS）」の連携案



建設キャリアアップシステムに蓄積された就業履歴データを就労実績報告ツールに取り込むことで、就労実績報告作成業務をより効率的に行うことが可能。

※現行の証紙貼付方法による掛金納付についても引き続き行うことが可能。

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- 若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、技能と経験に応じ給与を引き上げ、将来にわたって建設業の担い手を確保し、ひいては、建設産業全体の価格交渉力を向上させるもの
- また、労務単価の引き上げや社会保険加入の徹底といった、これまでの技能者の処遇改善の取組をさらに加速させるもの
- 平成31年4月より「本運用」を開始。

## <建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営主体  
(一財)建設業振興基金

### 技能者情報等の登録



#### 【事業者情報】

- ・商号
- ・所在地
- ・建設業許可情報 等

#### 【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入状況等

#### 【現場情報】

- ・現場名
- ・工事の内容
- ・施工体制 等

### カードの交付・現場での読取



就業履歴を蓄積

### 技能者の経験の見える化・能力評価

評価基準に合わせてカードを色分け



### 現場管理のIT化・書類削減

### 見積り・請求のエビデンスとしての活用

### 施工実績DB・ビッグデータとしての活用